

43 「大同医式」について (二)

後藤 志朗

平塚市

桓武天皇の遺命・平城天皇の命令によって、わが国の家々に残る伝承薬を探索し、まとめられた『大同類聚方』は、平城天皇の大同三年（八〇八）五月三日に上奏されている。

『大同類聚方』の撰集は、桓武天皇が延暦十八年（七九九）十二月二十九日に、氏族の出自を明確にするために本系帳を提出させた勅（新撰姓氏録編纂の始まり）と揆を一にすると考えられる。

なぜなら、『大同類聚方』の薬方には、薬方の出自が明らかにするように、国・郡の地名（里が少しみえるが郷はない）、人名、神社名、神の名、症状、薬物名、分量などが記載され、その記載されている事柄との関係で薬方の名称が付けられているからである。

天皇の命令によって、まとめられた『大同類聚方』

であるから、当然、運用にあたり細則を記した法律・式が必要になる。その実務規定を記した細則が残っている。それが「大同医式」である。

前回は、その「大同医式」が、どうゆう形で残っているのかを主体に報告した。

例えば、歴史書中では岩垣松苗の『国史略』に、医学中では緒方惟勝の「杏林内省録」（『杏林叢書』中）に、「大同医式」の略記が記載されている。しかし、全文が記載された「大同医式」も存在する。

そこで、全文が記載された「大同医式」・国文学研究資料館に所蔵されているマイクロ資料のコピー（原資料は、多和文庫が所蔵）を示して報告した。

現存する医に関する法律としては、「大同医式」以前では天平勝宝九年（七五七）に施行された『養老令』中に「医疾令」がある。それには、医療関係の職員の任用や考課、諸学生の教育や課試、薬園の運営、採薬や治療など、官の医薬全般にわたる諸規定が述べられているが、中心は医師の養成である。

「大同医式」以後では延長五年（九二七）に撰進され

た「延喜式」の「典薬寮式」がある。それには、供御薬儀、薬方の調製と数量、諸国が朝貢する薬物の種類と数量が記載されている。この式の大半は数量の規定である。

「大同医式」は、『大同類聚方』に關与したものである。それには、『大同類聚方』に記載されている薬方の分量を守ること、天皇が病の時に医官の取るべき態度、医官の自己管理など、官に仕える医師のあるべき姿も述べられている。

官医のあるべき姿を述べているものは、この「大同医式」にしか見出す事ができない。

古代の官に仕える医師や薬方の扱い方を考える上で、貴重な資料である。

『国書総目録』に載る「大同医式」と、佐藤方定が発見し、彼自身が「勅撰真本」と認めた「大同類聚方（寮本 別名 延喜本）」に収載されている「医式」の間には若干の異同が見られる。

「大同医式」では、日付・医式を奉り行った人名が記されていないが、佐藤方定が発見した「医式」には、

大同三年五月三日の日付・典薬頭として安倍の真直（まただ・真直）の名前が明記されている。

その他の異同の比較から、佐藤方定が発見した「医式」の方が、より正しいものである事を報告する。

尚、「大同医式」は、『国書総目録』によると、国会図書館・東京大学の南葵文庫・静嘉堂文庫・京都大学の富士川文庫・無窮会の神習文庫にも所蔵されている。また、「大同医式」を注解した未定稿本の『大同医式解』が、東北大学の狩野文庫に所蔵されている。